

【論 文】

英国の児童虐待対応の研究動向における Thresholds の定義について —機関間連携へのつながりの開始点としての考察—

池田 紀子*

要旨：児童虐待対応でリスクアセスメントを行う専門職は、介入などの行動に向けた thresholds（入口、閾値）の意思決定を行う必要がある。本研究では、機関間連携に向けたつながりの開始点としての thresholds の定義を検討するため、英国の研究と実践において thresholds の用語が広範に使われていることに着目し、thresholds の用語を用いている英国の児童虐待対応に関する文献レビューを行った。調査結果からは、【①アセスメントのレベル分けとして用いられる thresholds】、【②行動開始の意思決定のポイントとしての thresholds】、【③送致する側と送致される側の間で発生する thresholds のずれ】の 3 つのフレームワークが分類された。結論として、thresholds は、「専門職が次の到達点へ向けて行動を開始するのは今だと意思決定するレベル」と定義された。専門職間でアセスメントのずれが生じ連携が滞ったとしても、thresholds の合致を見出そうとするプロセスを通し、連携の統合に向けた支援を続けていくことが現場で求められていると考える。

Key Words: 児童虐待, ネグレクト, スレッショルド, 連携, 意思決定

1. 研究背景および目的

児童虐待相談件数が年々増加する傾向のなかで、関係機関が関与しながら死亡を防ぐことができなかった事例が発生している。児童福祉法の改正で、学校は支援を要する児童について市町村へ情報提供するよう努めるものとされ、虐待のおそれも含めたリスク認識の必要性がより求められている（厚生労働省 2016）。筆者はスクールソーシャルワーカーとして児童虐待対応に関わることがあるが、実践ツールを活用しながらアセスメントの精度を上げていくと同時に、学校から福祉行政機関へ確実につないでいく必要を感じている。

学校から福祉行政機関への連携をめぐるのは、連携を経験した教員ほど「価値観の相違により合意形成されにくい」と指摘するなど、連携のデメリットが課題となっている（文部科学省 2006）。多くの教職員がもっているかもしれない「役所の家庭児童相談に行っても面倒くさがられる」、「児相は何もしてくれない」という感覚（小野田 2017: 5）は、現

2017 年 3 月 31 日受付／2018 年 2 月 13 日受理

* ルーテル学院大学大学院総合人間学研究科社会福祉学専攻博士後期課程

場での実践を通じても実感されるものであり、この感覚が定着してしまうと、情報提供や通告の必要なケースを学校が抱え込んでしまう事態も想定される。

Germain (1984: 199) は、連携 collaboration を「2 つ以上の分野（あるいは同じ分野での 2 人以上）でのコミュニケーション、計画、行動のやりとりを通じた協力的なプロセス」として定義し、その目的として「1 つの分野（あるいは 1 人の個人）では達成することのできない、あるいは十分に達成することのできないヘルスケアに関するスペシフィックな目標や職務を達成する」ことを挙げた。山中 (2003: 5) は、この Germain (1984) の定義を参照しながら、連携を「援助において、異なった分野、領域、職種に属する複数の援助者（専門職や非専門的な援助者を含む）が、単独では達成できない、共有された目標を達成するために、相互促進的な協力関係を通じて行為や活動を展開するプロセス」と定義している。そして、連携開始には連携の行為を促す「前駆条件」があり、その条件に「援助者自身の限界の認識」「他の援助者の活動や専門性に関する理解」を挙げている（山中 2003: 8-11）。また、野中 (2007: 14-5) によると、連携は、linkage, coordination, cooperation, collaboration と訳されているが、構成員相互の関係性の密度から、第一段階の linkage=連結、第二段階の coordination=調整、第三段階の cooperation=連携、第四段階の collaboration=協働と訳し分ける手立てが提示されている。

児童虐待対応における連携は、専門職がリスクを含めたアセスメントを行うことが、第一段階のつなぎ linkage に相当すると考えられる。澁谷 (2007: 5) は、全国の公立小中学校を対象にした調査結果の分析から、教職員は「虐待の疑いを持った合理的および組織的判断」が確保されなければ、外部との連携である通告の手続きを躊躇すると指摘している。児童相談所や市町村による相談受理につなげるためには、スクールソーシャルワーカーにとっての第一段階では、リスクアセスメントにより虐待対応の必要があると自ら意思決定するだけでなく、学校による組織的判断を確保した上で外部へつなげていくための実践力が求められるといえる。

芝野 (1990) は、Stein & Rzepnicki (=1988) によるソーシャルワーカーの意思決定行動分析を引用し、インテークでの決断を理性的かつ合理的な意思決定行為としてとらえ、決断に影響を及ぼすソーシャルワーカーの認知特性、価値観、感情に注意する必要を述べている。国内の先行研究では、児童相談所や市町村で虐待相談を担うエキスパートによる意思決定の特徴や認知構造に着目し、意思決定要因や意思決定のルールを明らかにした先行研究がある（木村ら 2002; 山野ら 2003; 原 2006; 畠山 2015）。

海外における児童虐待対応における意思決定の先行研究（池田 2017a）によると、エラーを最小限に抑え認知上のバイアスを減少させる合理的意思決定の重要性を踏まえつつ、直観を価値あるものとし、実践には合理性と直観のバランスが重要とする自然主義的意思決定アプローチ Naturalistic Decision Making approach（以下 NDM と略）の意義を再認識していく必要性が 1980 年代後半から現れてきたとされている（Platt & Turney 2014）。山崎 (2013: 65-6) によると、意思決定研究では、どのような状況にも適用できるモデルを提案する規範的アプローチと多数の現象を通じて傾向をつかむ帰納的議論による記述的アプローチに加え、意思決定の改善を目指し両者の視点を融合させた処方的アプローチの必要性が唱えられており、NDM はこの処方的アプローチに位置付けられている。

Munro (2008: 1) は、経験を積んだ専門職は、直観的で合理的なスキルを磨き、限界を理解し、分析スキルを十分に用いていくために訓練されなければならないとしている。そ

して、リスクアセスメントを行う専門職は、介入の **thresholds** の意思決定を行う必要があると述べている (Munro 2008: 41). 入口や閾値、跳躍点を意味する **thresholds** という用語は、『オクスフォード英語辞典』(Stevenson et al. 2010: 1853) によると、「The magnitude or intensity that must be exceeded for a certain reaction, phenomenon, result, or condition to occur or be manifested (反応, 現象, 結果や状態が発生したり明確にされるために上回らなくてはならない重要性や強度)」と定義され、例としては「the level at which one starts to feel or react to something (何かを感じたり反応し始めたりするレベル)」とされている。また、「(物事が複雑化する) 跳躍点／(新しい段階への) 入り口／その地点を通過するとあと戻りできない地点」とし、片仮名で「スレッシュョルド」と訳語を統一している文献もあった (Christian et al. =2016).

この **thresholds** は、海外のソーシャルワーク研究の文脈では、虐待や困難な状況にある子どもと家族、傷つきやすい成人 **vulnerable adults**, 高齢者、ドラッグユーザー、難民を対象とした行政機関の介入レベルやサービス受給の資格基準の高さを意味する用語として用いられていた (池田 2017b). この内、英国の先行研究では、虐待死亡事件の検証を通して、「学生に理論ではなく OJT (現任訓練) を」と主張する社会的な議論が起こったり (Morgan 2012: 217), ソーシャルワーク実践における専門職の質の向上を求める政府見解が発表されたり (Taylor & Bogo 2014: 1405), ソーシャルワーク実習教育への懸念が表明されたり (Finch 2015: 2126) などの社会的動向がある中で、**thresholds** の概念がソーシャルワーク教育において理論と実践をつなぐ概念や実践に必要なスタンダードとして用いられていた。これらの先行研究で引用されていた概念定義は、Meyer & Land (2003: 1-9) によるもので、**thresholds** とは、「新しく、以前は到達できなかった思考方法」で「理解や解釈の仕方、物の見方を変容させる方法で、学び手が進歩できる」ことが伴い、「①変化 **transformative**, ②不可逆性 **irreversible**, ③統合 **integrative**, ④境界 **bounded**, ⑤厄介な知識 **troublesome knowledge**」の特徴をもつと定義されていた。

Thresholds の用語が用いられている児童虐待対応の先行研究では、Platt & Turney (2014) が行った文献調査によると、英国で **thresholds** は子どもに関する懸念がサービス提供へのトリガーとなるのに充分だと考えられるレベルを示すのに使われており (1443), 他国と比較すると英国での研究と実践で広範に使われているとの指摘がある (1474). 英国における児童虐待対応は、1989 年に制定された児童法を中心とする法令と、具体的な手続きが規定された政府ガイドラインの「子ども保護のためのワーキング・トゥギャザー」によって定められている (峯本 2001). 1989 年児童法は、子どもの最善の利益に立った行政介入を正当化する最低基準として、「重大な侵害 **significant harm**」の考え方を導入した (HM Government=2002: 12). 2006 年の英国政府ガイドラインによると、**thresholds** は、1989 年児童法で「重大な侵害」の概念として導入されたと記載されており、この **thresholds** である「重大な侵害」の概念によって子どもの最善の利益のために家族に強制的に介入することが正当化され、重大な侵害に苦しんでいる、あるいは苦しんでいるおそれのある子どもの福祉を守り促進するために行動すべきか、行動すべきでないかを決定するための調査が自治体に課された (HM Government 2006: 35). また、英国の児童虐待対応システムでは、リスク状況によるレベルが 4 段階に分かれており、レベル 1 が「支援を必要とする多くのケース」、レベル 2 が「調査を行う段階のケース」、レベル 3 が「児童保護計画 (登録) ケース」、レベル 4 が「裁判所の判断を要するケース」と区分さ

れている（増沢 2008: 3-4）。最近のガイドラインでは、早期支援 **early help** は連続体 **continuum** となってサービス提供されるべきであり、専門職は「行動のための明確な **thresholds** をもつことで、サービスが効果的に実施され、適切な支援が適切な時に子どもに確実に提供されるべきである」（HM Government 2015: 15）と述べられている。

以上から、英国の児童虐待対応の実践や研究において、**thresholds** は、強制介入を正当化する概念であったり、あるいは4段階のリスクレベル間の境界線や次のレベルへ上げていくための最低基準として用いられたりしていると考えられる。英国政府のガイドラインで、早期段階から支援に関わる専門職が連続した一体となって行動していくことが規定されていることを踏まえると、わが国においても、早期段階レベルに位置する学校現場から外部の関係機関への支援につなげる連携を確実なものにしていくことは喫緊の課題であるとする。そこで本研究では児童虐待対応でリスクアセスメントを行う専門職は介入の **thresholds** の意思決定を行う必要があるとの指摘（Munro 2008: 41）に着目し、機関間連携に向けた第一段階のつなぎとしての **thresholds** を検討するため、**thresholds** の用語を用いている英国の児童虐待対応に関する文献レビューを行い、この用語の定義化を試みることにした。

II. 研究方法

SocINDEX with Full Text を用いて、「**threshold**」「**child abuse and neglect**」の検索語を含む査読付き学術専門誌について 2016 年まで期間を設定して **and** 検索したところ、1987 年から 2016 年までの期間で 30 件が該当した。なお、児童虐待を意味する「**child maltreatment**」を検索語とした抽出された 22 件の論文も上記 30 件に含まれていることを確認した。本研究では連携の第一段階に焦点をあてるため、児童虐待対応の施策全体を意味する「**child protection**」は検索語から除外した。調査対象国の内訳は、英国 14 件、米国 8 件、オーストラリア・カナダ 2 件、デンマーク・オランダ・ニュージーランド・ポルトガル・ルーマニア・サハラ砂漠以南のアフリカ諸国 1 件であり、英国が 43%を占める結果となった。英国以外の論文と巻頭言を削除した 9 件を読み込み、これらの引用文献から新たに **thresholds**に関連する 6 件の論文を追加した 15 件を文献レビューの対象とした。

研究方法の内訳は、質的調査 9 件、ミックス法調査 2 件、文献レビュー 4 件であった。分析では、Garrard（＝2012）のマトリックス方式によりテーマ、アブストラクト、研究目的、調査方法、調査対象、**thresholds** が含まれている文章を翻訳して一覧表にまとめた。

III. 研究結果

Thresholds が含まれる文脈を整理したところ、【①アセスメントのレベル分けとして用いられる **thresholds**】、【②行動開始の意思決定のポイントとしての **thresholds**】、【③送致する側と送致される側の間で発生する **thresholds** のずれ】の 3 つのフレームワークに分類された。

1. アセスメントのレベル分けとして用いられる **thresholds**

Platt & Turney（2014: 1443）は、困難な状況にある家族へのサービス提供から、死に

つながりかねない虐待で苦しんでいる子どもの窮状までという幅広いレベルで **thresholds** が存在していると指摘している。Broadhurst et al. (2010: 358) は、システムに入る資格基準というレベルに地域性があることを踏まえ、**thresholds** は地域の状況にあわせて変化したり適合したりすると述べている。Taylor et al. (2016: 62–3) は、障害のある子どもの場合ソーシャルワーカーが親に共感するなかで、保護や送致に向けた **thresholds** が高くなったり、あるいは学校が早期に虐待の懸念を表明してもソーシャルワーカーによって時期尚早と見なされたりする例を紹介している。

送致に関して、Platt (2006: 13–4) は、「更なる行動をとらない」と「最初のアセスメント」の間、そして「最初のアセスメント」と「調査」の間にそれぞれ **thresholds** があるという結果を提示している。「行動」のレベルは、親を信頼できるか、子どもへのリスクが続くと予測されるか、これらの評価が他の専門職や過去の専門職によってどのように評価されるかで決められる。「調査」のレベルは、子どもへの危害が特異的であるか（障害の有無、性的虐待のおそれなど）、ソーシャルワーカーが現在の状況とこれまでに何度も発生しているパターンに基づき、その深刻さをどのように解釈するかで決められるとしている。

Brandon et al. (2008a: 91) は、死亡事例検証の分析で、ニーズと介入の区分による **thresholds** の 4 段階のレベルに基づき、1989 年児童法 17 条「ニードのある子ども」としてのレベル 3 に該当する資格基準を満たしていたにも関わらず、実際の支援においてはレベル 3 以下のままだったケースが多いとの結果を提示した。関係機関間では、どのサービスを提供するのか、**thresholds** が合致したのか、どの機関が責任を担うのかという議論だけで時間が無駄に費やされ、必要とするサービス提供に遅れが生じているばかりか、子どもを孤立させ支援のないままにするリスクを増やすなどの対応の遅れが生じているとの問題も指摘されている (Brandon et al. 2008b: 328)。また、ネグレクトで深刻な結果に至った家族の多くは、ソーシャルケア部門や他の関係機関により何年間にもわたってよく知られており、結果からすると介入の **thresholds** に達していたにもかかわらず、ソーシャルワーカーが家族と充分に関わったり、子どもへの深刻な危害について取り組んだエビデンスは見られなかったこと、また関係機関は子どもが大変困難な状況で生活していることをよく知りつつも、その状況が **thresholds** に達しているとは判断していなかったとされている (Brandon et al. 2009: 42)。

2. 行動開始の意思決定のポイントとしての **thresholds**

Brophy (2008: 90) は、ソーシャルワーカーも弁護士も 1989 年児童法の「重大な侵害 significant harm」を虐待の判断基準としてしていると述べている。Platt & Turney (2014: 1474) も「法規定」がポイントとなって、虐待の疑いへの調査なのか、子どもを保護するのかが決定されるとしている。Glaser (2011: 868) は、心理的虐待・ネグレクトの一方の極に身体的虐待が位置するという連続性において、単にのぞましくないことと、明らかに危害があり専門職による対応と介入を求めることのできるものの間の限界点はどこなのかと問題提起し、**thresholds** はなんらかの介入が必要とされているポイントを決定するものであり、「深刻さ」が介入開始の緊急度を示すとしている。Taylor et al. (2016: 69) は、行動がとられるポイントの **thresholds** は、子ども保護システムの対象であるという「懸念」として述べている。

上記のように「重大な侵害」「法規定」「深刻さ」「懸念」が行動開始のポイントの根拠として提示される一方で、根拠そのものが不明確であるとの指摘もあった。Dickens によると、ネグレクトの場合、「重大な侵害」と「親の養育行動」という 2 つの要因が thresholds の基準として引用されるが (2007: 78), 裁判所による命令に向けた様々な法的な要求に合致させていくには十分なエビデンスを確保することが困難だと述べている (2007: 83)。また, Bunting et al. (2010: 195) は, 虐待の「合理的な疑い」は流動的に考えられており, 一般的なコンセンサスを定義する基盤がないと指摘している。里親による虐待について調査した Biehal (2014: 57) は, 不適切な関わりがどのような行動によって構成されているかを定義する thresholds が異なっているため, 子どもがどの程度不適切な関わりを受けているかについての集計結果にばらつきがあると述べている。

一方で, Brandon et al. (2009) によるインタビュー調査では, 「重大な侵害」という規定によるのではなく, 子どもが発する言葉から thresholds のタイミングをとらえるとする専門職の意思決定についての語りがあった。

Thresholds は, 「重大な侵害」を意味するものではありません。私は, 「傷つきやすさ」を意味していると思います。全ての支援機関が, 「重大な侵害」の証拠やリスクをただ待っているのではなく, thresholds は今であるにとらえ, 働きかけていく責任があります。子どもたちが他にサービスを必要とするような言葉を発していないだろうか, 子どもたちの声を聞いていく必要があります。(Brandon et al. 2009: 101)

3. 送致する側と送致される側の間で発生する thresholds のずれ

Mesie et al. (2007: 75–6) によると, 送致する側が危害の可能性があった部分を, 送致を受ける側は同じ部分について異なる記述をすることが発生しており, 連携場面で thresholds のずれが生じていることが指摘されている。Gorin & Jobe (2013) の調査では, 関係機関との連携で thresholds に混乱があることについて, 以下のように述べられている。

送致が何によって構成されているかについて, もっと明確にされる必要があります。正直なところ, 他の専門職がそれを明確にしているとは思えません。それでやることは何もないといえますか, 誰かが間違っているということではなくて, つまり, 完全に明確にされているとは思えないのです。(Gorin & Jobe 2013: 1340)

Saltiel (2016) による調査では, リスクが強調される傾向の中で, 関係機関との摩擦について語るインタビューの回答が紹介されていた。

送致義務は本当に多くのストレスがかかります…。常に送致に関する書類を読み, 優先順位をつけ, 管理職と一緒に, 迅速に対応すべきニーズは何で, 何を待つことができるのかについて決定しています。こういった送致以外においても, 自分たちの thresholds が全く異なると考える他の専門職と常にバトルをやっています。そのバトルとは, リスクと「重大な侵害」の理解に関するものです…。それは, つまり, 私たちが考えるよりも低いレベルで対応すべきかどうか, というバトルです。(Saltiel 2016: 2109)

Broadhurst et al.によるインタビューでは、「実際のところ、我々はケースを開始するのではなく終結することを気にかけています…。つまり、それが、我々が最も高い thresholds に向けて対応していることの理由です」(Broadhurst et al. 2010: 360) と thresholds が高くなっていく現状が述べられていた。Saltiel (2016: 2109) による調査では、ソーシャルワーカーの意思決定に影響を与える環境要因には、膨大な量の送致、ダーティワークに携わることからくる予測困難さ、何か恐ろしいことが起こってしまいストレスのかかる調査が必要になるのではないかという日常的な不安、自分たちが安全であると感じさせてくれる同僚や管理職への信頼感のほかに、介入の thresholds に関する議論とジレンマも含まれていた。

IV. 考察と課題

分析結果から、【①アセスメントのレベル分けとして用いられる thresholds】、【②行動開始の意思決定のポイントとしての thresholds】、【③送致する側と送致される側の間で発生する thresholds のずれ】の3つのフレームワークを、英国のリスク状況における四区分のピラミッドにあてはめて整理すると、thresholds の様相は図1のように図式化できると考える。この図1は、【①アセスメントのレベル分けとして用いられる thresholds】が【②行動開始の意思決定のポイントとしての thresholds】で区切られる領域を図示しているが、一方で、【③送致する側と送致される側の間で発生する thresholds のずれ】を考えると、②は直線の境界線ではなく、波打ち際のように上下の領域が折り重なっているスペクトラムのようなイメージとも捉えることができる。この③の場面でこそ、連携につないでいく実践力が求められると考える。ずれが生じている状況の中で、専門職ごと、あるいは機関ごとの thresholds の相違をお互いに認識しつつ合致を模索するプロセスが、連携に向けた第一段階のつなぎとしての機能を発揮する場面であると捉えることができるのではないかと。Brandon et al. (2008a: 104 ; 2008b: 328) が多機関で関わりをもちながら thresholds を合致させていく必要があると述べているように、このずれの生じる場面で thresholds の合致を見出そうとするプロセスが連携を形作っていくと考えられる。

以上から、本研究では、先行研究から明らかになった児童虐待対応における thresholds の意味づけと、「新しく、以前は到達できなかった思考方法」(Meyer & Land 2003: 1-9) という thresholds の概念定義を踏まえて、thresholds は、「専門職が次の到達点へ向けて行動を開始するのは今だと意思決定するレベル」と定義されると考えた。

そして、児童虐待対応において専門職が thresholds を認識することが、連携行為を促す「前駆条件」(山中 2003: 8) となり、第一段階のつなぎ linkage としての行動を起こし、第二段階以降の調整・連携・協働(野中 2007: 14-5)につながっていくと捉えることができるだろうか。例えば、スクールソーシャルワーカーの立場からすると、児童虐待対応の場面で、「これは学校での対応の限界を超えており、福祉行政機関との連携が必要だ」、「ケースへの介入レベルをあげて関係機関との連携により支援を開始する thresholds は今だ」と意思決定することは、自身の領域における支援の限界を認識するという連携開始の「前駆条件」に含まれると考えられる。ただし、thresholds の認識が「前駆条件」となる妥当性については本研究では検討できておらず、今後の課題としたい。

Moran et al. (2007: 147-8) は、英国で関係機関と連携しながら早期介入の家族支援を

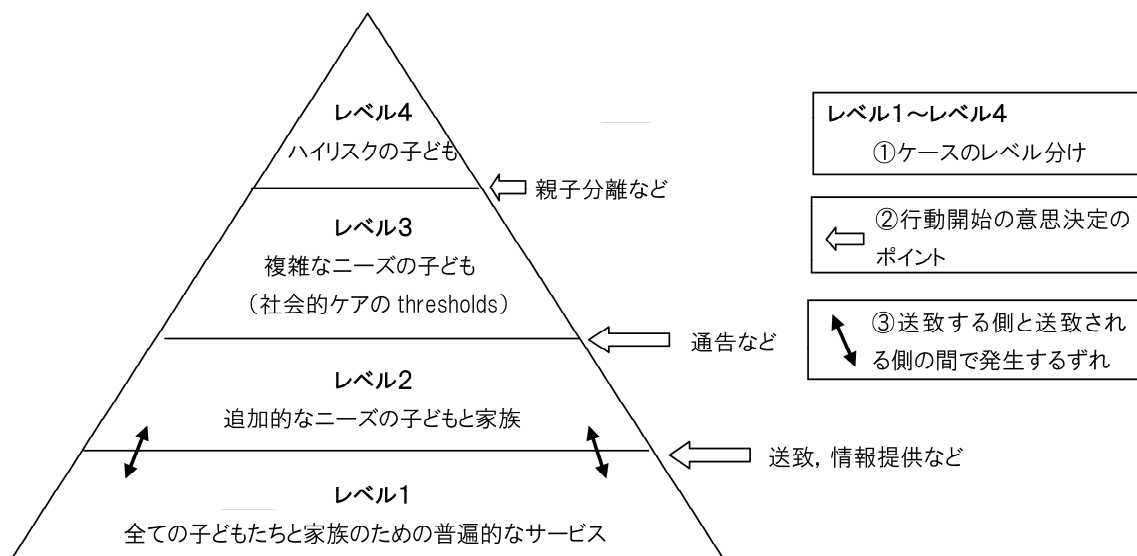


図1 Thresholdsの様相の図式化 (Brandon et al. 2008a: 126 をもとに改変)

行うソーシャルワークチームを対象とする調査で、担当者が連絡を取り合いながら介入の thresholds の確信を深めていくことは、より迅速で適切な送致につながると指摘している。また、Germain (1984: 200-4) によると、連携プロセスには役割分担、過大評価と失望、現実的な査定、調和、役割の統合の5つのステージがあるとされている。以上から、組織内や機関間でアセスメントのずれが生じ連携が滞ったとしても、ケースの抱え込みとならないよう、専門職による thresholds の合致を見出そうとするプロセスを通し、連携の統合を目指す支援を続けていくことが現場で求められていると考える。

本研究では、英国の先行研究において、児童虐待対応における thresholds がどのような文脈で用いられているのかについて整理し、この用語の定義化を試みた。ただし、わが国の制度や組織、人員体制の違いを踏まえた子ども保護施策の比較検討まで至っていないことは本研究の限界である。今後、国内の児童虐待対応における連携やスクールソーシャルワークに関する先行研究調査を進めていく中で、意思決定の改善を目指す処方的アプローチである NDM の視点がどのように児童虐待対応で活かされるのかについても含め、thresholds の定義を取り入れた連携のあり方について、研究を進めていきたい。

謝辞 本稿は日本社会福祉学会 2016 年度関東部会研究大会（於：明治学院大学）での自由報告発表内容を加筆・修正したものであり、当日の助言・議論に心より御礼申し上げます。

引用文献

- Biehal, N. (2014) Maltreatment in Foster Care: A Review of the Evidence, *Child Abuse Review*, 23 (1), 48-60.
- Brandon, M., Belderson, P., Warren, C. et al. (2008a) *Analysing Child Deaths and Serious Injury through Abuse and Neglect: What Can We Learn?: A Biennial Analysis of Serious Case Reviews 2003-2005*, Department for Children, Schools and Families (<http://dera.ioe.ac.uk/7190/1/dcsf-rr023.pdf>, 2017.1.7).

- Brandon, M., Belderson P., Warren, C. et al. (2008b) The Preoccupation with Thresholds in Cases of Child Death or Serious Injury through Abuse and Neglect, *Child Abuse Review*, 17 (5), 313–30.
- Brandon, M., Belderson, P., Warren, C. et al. (2009) *Understanding Serious Case Reviews and their Impact: A Biennial Analysis of Serious Case Reviews 2005–2007, Department for Children, Schools and Families* ([http://dera.ioe.ac.uk/11151/1/DCSF-RR129\(R\).pdf](http://dera.ioe.ac.uk/11151/1/DCSF-RR129(R).pdf), 2017.1.7).
- Broadhurst, K., Wastell, S., Hall, C. et al. (2010) Performing ‘Initial Assessment’: Identifying the Latent Conditions for Error at the Front-Door of Local Authority Children’s Services, *British Journal of Social Work*, 40 (2), 352–70.
- Brophy, J. (2008) Child Maltreatment in Diverse Households: Challenges to Law, Theory, and Practice, *Journal of Law & Society*, 35 (1), 75–94.
- Bunting, L., Lazenbatt, A. and Wallace, I. (2010) Information Sharing and Reporting Systems in the UK and Ireland: Professional Barriers to Reporting Child Maltreatment Concerns, *Child Abuse Review*, 19 (3), 187–202.
- Christian, D., Brown, C. S. and Benjamin, C. (2014) *Big History: Between Nothing and Everything*, McGraw-Hill Education. (=2016, 長沼 毅監訳『ビッグヒストリー：われわれはどこから来て、どこへ行くのか——宇宙開闢から 138 億年の「人間」史』明石書店.)
- Dickens, J. (2007) Child Neglect and the Law: Catapults, Thresholds and Delay, *Child Abuse Review*, 16 (2), 77–92.
- Finch, J. (2015) ‘Running with the Fox and Hunting with the Hounds’: Social Work Tutors’ Experiences of Managing Failing Social Work Students in Practice Learning Settings, *British Journal of Social Work*, 45 (7), 2124–41.
- Garrard, J. (2010) *Health Sciences Literature Review Made Easy: The Matrix Method*, Jones & Bartlett Learning LLC. (=2012, 安部陽子訳『看護研究のための文献レビュー——マトリックス方式』医学書院.)
- Germain, C. B. (1984) *Social Work Practice in Health Care: An Ecological Perspective*, Free Press.
- Glaser, D. (2011) How to Deal with Emotional Abuse and Neglect: Further Development of a Conceptual Framework (FRAMEA), *Child Abuse & Neglect*, 35 (10), 866–75.
- Gorin, S. and Jobe, A. (2013) Young People Who Have Been Maltreated: Different Needs—Different Responses? *British Journal of Social Work*, 43 (7), 1330–46.
- 原 佳央理 (2006) 「子ども虐待ケースの援助に携わる専門家の意思決定の特徴——児童相談所の熟練した専門家の IF-THEN ルールの分析を通して」『関西学院大学社会学部紀要』101, 127–36.
- 畠山由佳子 (2015) 『『家族維持』を目的とした子ども虐待ケース在宅支援初期対応における意思決定要因抽出のためのエキスパートインタビュー調査』『神戸女子短期大学紀要』60, 33–48.

- HM Government (1999) *Working Together to Safeguard Children: A Guide to Inter-agency Working to Safeguard and Promote the Welfare of Children*. (=2002, 松本伊智朗・屋代通子訳『子ども保護のためのワーキング・ドゥギャザー——児童虐待対応のイギリス政府ガイドライン』医学書院.)
- HM Government (2006) *Working Together to Safeguard Children: A Guide to Inter-agency Working to Safeguard and Promote the Welfare of Children, The Stationery Office* (http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20130401151715/http://www.education.gov.uk/publications/eOrderingDownload/WT2006%20Working_together.pdf, 2017.1.7).
- HM Government (2015) *Working Together to Safeguard Children: A Guide to Inter-agency Working to Safeguard and Promote the Welfare of Children* (https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/592101/Working_Together_to_Safeguard_Children_20170213.pdf, 2017.1.7).
- 池田紀子 (2017a) 「児童虐待の意思決定に関する海外の研究動向——実践の質の向上に向けた示唆」『ルーテル学院研究紀要』50, 77–88.
- 池田紀子 (2017b) 「海外のソーシャルワーク研究動向における Thresholds (敷居, 入口) の概念——児童虐待対応の連携向上に向けた示唆」『日本ソーシャルワーク学会 2017 年度第 34 回大会プログラム——専門性／専門職性の越境』(北星学園大学), 108–9.
- 木村容子・原佳央理・山野則子 (2002) 「児童虐待ケースにおける援助手続きの検討——児童福祉司の意思決定分析から」『関西学院大学社会学部紀要』91, 149–65.
- 厚生労働省 (2016) 「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について (第 12 次報告)」(<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000137018.pdf>, 2017.1.7).
- 増沢 高 (2008) 「第 1 章 イギリスにおける児童虐待」川崎二三彦編『平成 19 年度研究報告書——イギリスにおける児童虐待の対応視察報告書』子どもの虹情報研修センター.
- Mesie, J., Gardner, R. and Radford, L. (2007) *Toward a Public Service Agreement on Safeguarding, Department for Education and Skills, National Society for the Prevention of Cruelty to Children* (<http://dera.ioe.ac.uk/7795/1/RR829.pdf>, 2017.1.7).
- Meyer, J. and Land, R. (2003) *Threshold Concepts and Troublesome Knowledge Linkages to Ways of Thinking and Practising within the Disciplines* (<https://kennslu.midstod.hi.is/wp-content/uploads/2016/04/meyerandland.pdf>, 2017.4.29).
- 峯本耕治 (2001) 『子どもを虐待から守る制度と介入手法——イギリス児童虐待防止制度から見た日本の課題』明石書店.
- 文部科学省 (2006) 「『児童虐待に関する学校の対応についての調査研究 (平成 14 年～平成 15 年度文部科学省科学研究費補助金・山梨大学教育人間科学部玉井邦夫助教授他)』の概要」(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06060513/_icsFiles/afielldfile/2016/04/08/1235293_001.pdf, 2016.9.12).
- Moran, P., Jacobs, C., Bunn, A. et al. (2007) Multi-Agency Working: Implications for an Early-Intervention Social Work Team, *Child & Family Social Work*, 12 (2), 143–51.

- Morgan, H. (2012) The Social Model of Disability as a Threshold Concept: Troublesome Knowledge and Liminal Spaces in Social Work Education, *Social Work Education*, 31 (2), 215–26.
- Munro, E. (2008) *Effective Child Protection*, Sage Publications.
- 野中 猛 (2007) 『図説ケアチーム』中央法規出版.
- 小野田正利 (2017) 「モンスター・ペアレント論を超えて——要保護児童対策地域協議会につなぐ意味」『内外教育』6568, 4–5.
- Platt, D. (2006) Threshold Decisions: How Social Workers Prioritize Referrals of Child Concern, *Child Abuse Review*, 15 (1), 4–18.
- Platt, D. and Turney, D. (2014) Making Threshold Decisions in Child Protection: A Conceptual Analysis, *British Journal of Social Work*, 44 (6), 1472–90.
- Saltiel, D. (2016) Observing Front Line Decision Making in Child Protection, *British Journal of Social Work*, 46 (7), 2104–19.
- 芝野松次郎 (1990) 「インテークと意思決定」『ソーシャルワーク研究』16 (1), 4–11.
- 澁谷昌史 (2007) 「小中学校における子ども虐待対応構造に関する考察——子ども虐待に関する知識の組織内配分と意思決定手続きに注目して」『厚生指標』54 (6), 1–6.
- Stein, T. J. and Rzepnicki, T. L. (1983) *Decision Making at Child Welfare Intake: A Handbook for Practitioners*, The Child Welfare League of America. (=1988, 芝野松次郎監訳『児童福祉インテーク——意思決定のための実践ハンドブック』ミネルヴァ書房.)
- Stevenson, A., et al. eds. (2010) *Oxford Dictionary of English*, Oxford University Press.
- Taylor, I. and Bogo, M. (2014) Perfect Opportunity: Perfect Storm? Raising the Standards of Social Work Education in England, *British Journal of Social Work*, 44 (6), 1402–18.
- Taylor, J., Stalker, K. and Stewart, A. (2016) Disabled Children and the Child Protection System: A Cause for Concern, *Child Abuse Review*, 25 (1), 60–73.
- 山中京子 (2003) 「医療・保健・福祉領域における『連携』概念の検討と再構成」『社会問題研究』53 (1), 1–22.
- 山野則子・木村容子・原 佳央理・ほか (2003) 「子ども虐待ケースの援助における意思決定の分析——児童相談所の熟練した専門家に対する面接調査を通して」『子どもの虐待とネグレクト』5 (1), 229–38.
- 山崎由香里 (2013) 「組織における意思決定に対する処方的アプローチの適用可能性」『成蹊大学経済学部論集』44 (2), 65–96.

A Review of Research on the Definition of Threshold in Cases of Child Abuse and Neglect in the UK: Considering as the Starting Point for the Linkage to the Inter-agency Collaboration

Noriko IKEDA

Professionals assessing risk of child abuse and neglect need to make decisions about the thresholds for action such as intervention. The term ‘thresholds’ has been used more widely for research and practice in the UK. This study aims to review UK research on child abuse and neglect discussing the definition of thresholds, and to consider the possibility of threshold as the starting point for the linkage to the inter-agency collaboration. The research findings are divided into 3 frameworks as follows: ①thresholds as the level for assessment, ②thresholds as the starting point for action, and ③thresholds gap between professionals referring case and accepting referral. As conclusion, the definition of threshold concept is “the level at which professionals starts to make decisions to work now for the next accessible point”. Even though collaboration is not working well because of the gap between professional assessments, struggling to integrate the collaboration is needed through the process thresholds are met among professionals on the front line.

Key Words: Child abuse and neglect, Maltreatment, Threshold, Collaboration, Decision making